

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

通常総会開催(予定)のお知らせ
日時 2024年6月12日(水)



神奈川県のアウトライ
ンと天祥をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

旅費の増額、人権擁護活動に関する手当支給を可決

臨時総会開催

2月27日、横浜情報文化センター16F情
文ホールにて、臨時総会が開催された。
開会に先立ち、司法研修所で刑事弁護教
官を務めている藤本創吉会員から活動報告
があり、続いて島崎友樹会長(当時)から、
ハラスメント根絶に向けて全会員一丸とな
って全力で取り組むべきである旨のお願い
がなされた後、開会宣言がなされた。

回の旅費総額を15万円
に、1個の委員会等にお
ける年間旅費総額を30万
円、例外として60万円に
上限を増額するというも
の。
全会一致で可決承認さ
れた。

神奈川県弁護士会外国
特別委員会規(会規第62
号)一部改正の件
第7号議案、第8号議
案は関連議案であり一括
上程された。
圧倒的多数により可決
承認された。

と等を理由とするもので
あった。
平成23年度までは、法
律相談センター特別会計
から一般会計への繰入が
行われており、以前の状
況に戻るだけである等と

いった賛成意見が出され
た一方、特別会計に関係
する各関連委員会との議
論が尽くされていない、
次年度に引き継いで検討
すべき、一般会計におい
て資金が切迫している事

情があるとは思えない等
といった反対意見が出さ
れた。
賛成319、反対33
6、棄権7により、当該
議案は否決された。
(会員 青山 良治)

第1号議案
神奈川県弁護士会処置
請求に対する取扱会規
(会規第48号)一部改正
の件
刑事訴訟法において犯
罪被害者等の情報を保護
するための規定が整備さ
れ、それに伴い会規の改
正を行うもの。
全会一致で可決承認さ
れた。

と国選被害者参加契約の
締結等の協定を締結した
ことに伴い、本会規の目
的に調査の依頼等を加え
るとともに、調査を委嘱
できる委員会に犯罪被害
者支援委員会を加えるこ
うのもの。
全会一致で可決承認さ
れた。

第2号議案
神奈川県弁護士会日本
司法支援センターの調査
依頼等に対する取扱会規
(会規第54号)一部改正
の件
当会が日本司法支援セ
ンター神奈川県地方事務所

第3号議案
神奈川県弁護士会弁護
士業務市民窓口の設置等
に関する会規(会規第34
号)一部改正の件
調査権限を有しない当
会の機関に対しても職務
の遂行に資すると認める
情報の提供を可能にする
べく改正を行うもの。
全会一致で可決承認さ
れた。

第4号議案
旅費の支給に
関する会規(会
規第67号)一部
改正の件
全会一致で可
決承認された。

第5号議案
神奈川県弁護士会人権
擁護活動に関する会規
(会規第45号)一部改正
の件
人権救済申立事件の事
件委員会委員に対し、従
前認められていた調査費
用、日当のほかに、事件
処理の内容に応じた手当
を支給するというもの。
全会一致で可決承認さ
れた。

第6号議案
司法改革関連特別基金
及び特別基金費に関す
る会規(会規第42号)一
部改正の件
司法改革関連特別基金
の支出をしようとするこ
きは、具体的な事業又は
施策の基本及び支出の上
限額について、都度、常
議員会の承認を得るもの
とするため会規の一部改
正をするというもの。
賛成多数により可決承
認された。

第7号議案
神奈川県弁護士会の会
費に関する会規(会規第
37号)一部改正の件
第8号議案

2023年度(一般会
計・特別会計)補正予算
の件
法律相談センター特別
会計、紛争解決センター
特別会計及び刑事事審弁
護士等特別会計の繰越金
を一般会計へ繰り出すこ
うのもの。
執行部の説明によれ
ば、今後、基幹業務シス
テムの刷新や築50年以上
が経過した当会会館のた
めに多額の費用が必要で
あること、一般会計への
繰入により資金の所在を
集中することで、会全体
として柔軟に対応でき、
将来的な会費値下げの検
討もしやすくなる等、広
く会員の利益に資するこ

第9号議案
神奈川県弁護士会第2
次男女共同参画基本計画
制定の件
全会一致で可決承認さ
れた。

第10号議案
綱紀委員会委員及び予
備委員選任の件
全会一致で可決承認さ
れた。

昨年11月に開催したシ
ンポジウム「1923年
9月、横浜で何が起きた
のか」関東大震災時の虐
殺と現在」に引き続き、
当会は、1月31日、加藤
直樹氏(「TRICKー
トリック「朝鮮人虐殺」
をなかつたこと」にしたい
人たち」の著者であり、
『それは丘の上から始ま
った』1923年 横浜
の朝鮮人・中国人虐殺』
の編者)を講師として、
会員向けの勉強会を開催
した。

勉強会では、まず加藤
氏から、当時の証言や通
達等を基に、時系列に沿

3年9月3日の時点で、
タイピング悪く内務省警
保局が通達を発したた
め、流言がさらに広まっ
てしまったこと、横浜で
は東京以上に凄惨であっ
たとも言われているが、
震災の被害が大きく、い
まだ解明されていない点
が多いこと等、印象に残
るエピソードが多かった。
そして、このような朝
鮮人虐殺が起きた背景に
は、①朝鮮人に対する差
別意識がもともと社会の
中にあったこと(差別的
論理)、②政府の役人が、
震災という混乱の中、更
にコントロールできない

事態が生じるのをおそれ
たこと(治安の論理)、
③兵役を体験し、実際に
人を殺めたことのある者
達が市民の中にいたこと
(軍事的論理)があった
のではないかの話があ
った。
この加藤氏の勉強会を
踏まえ、2月14日には、
会長声明発出に向けた意
見交換会が開催された。
加藤氏によれば、朝鮮
人の暴動があったと信じ
る人は減ったが、代わり
に政府による根拠のない
虐殺否定論がいろいろな
ところまで問題になっ
てのことであった。ど
のような会長声明を出す
べきか、弁護士会として
の使命、強制加入団体と
しての性格や会内民主主
義といった本質的なテー
マにまで遡って議論がな
された。

これらシンポジウムや
勉強会、意見交換会を踏
まえ、3月7日、会長声
明が発出された。ぜひ多
くの方に読んでいただき
たい。
(会員 鈴木 大樹)

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

熱気あふれる臨時総会

山ゆり

皆さん人生で後悔して
いることは何ですか。私
の後悔の一つは虫歯が多
かったことである▼勿論
自分なりに歯を大切に
してきたつもりである。
数年前からは電動歯ブラ
シ、歯間ブラシ、フロス
を使い、二刀流ならぬ三
刀流で虫歯にならないよ
う頑張ってきた▼しか
し、この間フロスをした
ら以前に虫歯治療した奥
歯の被せ物が取れた。あ
ー、また歯医者か▼虫歯
ではないかもと一縷の望
みを抱いて歯医者に行っ
たが無情にも表面が虫歯
になっていたとのこと。
被せ物の下が虫歯になる
とは一体どう防げばよい
のやら▼虫歯の治療ほど
嫌なものはない。目の上
にタオルを置かれ、暗闇
の中キーン、シャーと
耳元で響き渡る。何をさ
れているか分からない恐
怖。手元のハンカチを握
りしめ早く終わるよう祈
るのみである▼最近では
高温のプラズマで虫歯を
除去するプラズマレーザ
ー治療法や、カリソルブ
という薬剤で虫歯を溶か
して治療する方法なども
あるらしい▼しかし新治
療法を試す勇気もまだ出
ない。そもそも誰か虫歯
にならない画期的な方法
を開発してはくれないだ
ろうか▼残念ながら私は
80歳で自分の歯が20本も
残りそうもありません。
皆さんはくれぐれも歯を
大切になさってください。
(大河内 万紀子)

司法から見た神奈川の150年 第30回

第2次国体明徴声明と 安浦町陪審裁判

その2

1936年(昭和11年)3月28日の横浜貿易新報は、「安浦町の怪火」、「被告の歓喜東の間一陪審裁判やり直し—無罪の答申覆さる」との見出しを付けて、前日、横浜地方裁判所で行われた陪審裁判を報じている。

横須賀市安浦町の空俵商(53歳)にかかる放火陪審事件の4日目の公判は、27日午前11時より、同裁判所橋本裁判長係、市原検事立合、安斎、宮森弁護士出席の上で開かれた。前日に論告と弁論が終わっていたので直ちに説諭に入り、午後3時半、

裁判長は、「放火したるものなりや」の問書を陪審員に手交した。陪審員は別室で評議の上この諮問に対して「しからず」と答申した。

「一時は歓喜の色を現していた被告はみるみる顔を曇らせてうなだれ、傍聴者も波を打つたような沈黙に陥った。かくて、4日間わたる謎の放火事件も再び謎に包まれたまま閉廷となった。」

記事は、「次回は、期日を追って、陪審員を更新して再開することになる」と今後の展開を予測するとともに、「更新の裁判では無罪は当然」との見出しをつけて、安斎弁護士の談話を載せた。

「この事件には原因というものが無い。兄から三百円の借金の督促を受けてその支払いに窮して保険金偏取のため放火したというが、兄はそれほど強く督促していたわけではないし、兄から借りた金の支払いに窮して放火したというのは根拠が薄弱だ」、「更新された裁判では当然無罪となることを信ずる」。

ところが、その後の横浜貿易新報や他紙を探しても更新後の陪審裁判を報じる記事がない。通常の刑事裁判に移行したとの記事もない。

そこで私は、2020年9月16日、横浜地裁に司法行政文書の開示を求めた。私が開示を求めた文書の表示は、「横浜地方裁判所昭和11年度刑事事件簿昭和11年3月27日終局の刑事陪審事件の該当部分」であった。

重野裕子会員から渡邊弁護士への花束贈呈

(会員 笠間 圭一郎)

刑事弁護修習の 最前線

～20年目の司法修習～

前回は、量刑の考え方の第1段階である「当該犯罪の類型に着目した大まかな量刑傾向の把握」まで述べた。第1段階の次は、「犯情に照らして当該犯罪に適当な量刑の幅をイメージする」という第2段階となる。

検討過程は次のようになるかと考えられる。まず、証拠を基に、被告人にとって有利な事実・不利な事実をピックアップする。その上で、「検察官であればどのような主張をしてくるか」を考える。

また、「量刑の分岐点」となるポイントを意識することも重要である。「量刑の分岐点」は、前回は触れたとおり、実務上は「裁判員量刑検索システム」の事案一覧表を精査することや、検察条件の変更による量刑傾向の変化を読み取ることで探っていくことになる(重要

な犯情であるからといって「量刑の分岐点」に限らない。例えば、殺人罪では、結果の重大性は間違いなく「重要な犯情」ではあるが、殺人罪の中で量刑の軽重を分ける事情とはならない。

この後、今度は被告人に有利な事実としてピックアップした事実を、「犯情」と「一般情状」に分けた上で、「犯情」を行為の危険性やその主観的認識、結果の重大性、動機・経緯や計画性といった観点から分類・整理してみる。そして、検察官が主張してくると予想される不利な事実とかみ合わせつつ、弁護側の犯情に関する主張を組み立て

ていく。ここでは、類型化の段階までに既に考慮されている事実が、第2段階でも再び不利に評価されることのないようにするという視点も重要である(例えば、殺人罪の場合に、第2段階で「結果の重大性」を持ち出せば、被告人に不利な事実が二重に評価されることになる)。

そして、この事案が第1段階で把握した量刑分布のどの辺りに位置付けられるのか(相対的に重い事案なのか、軽い事案なのか、中間的な事案なのか)を検討し、具体的に「懲役〇年から〇年の間」という形で適切な量刑の幅をイメージする。(続く)

「刑共問研」

— 量刑の考え方

その3

会員 妹尾 孝之

渡邊泰孝弁護士 新庄ひまわり基金法律事務所 所長就任激励会

所長就任激励会

弁護士法人かながわパブリック法律事務所(以下「かなパブ」という)で約1年9か月養成を受けてきた渡邊泰孝弁護士が、新庄ひまわり基金法律事務所(以下「新庄ひまわり」という)の7代目の所長に就任することになり、2月22日、「渡邊泰孝弁護士・新庄ひまわり基金法律事務所所長就任激励会」が、ローズホテル横浜にて行われた。

剛志会員が5代目所長であり、渡邊弁護士が所長に就任することで、歴代所長7名中3名がかなパブ関係者となる。

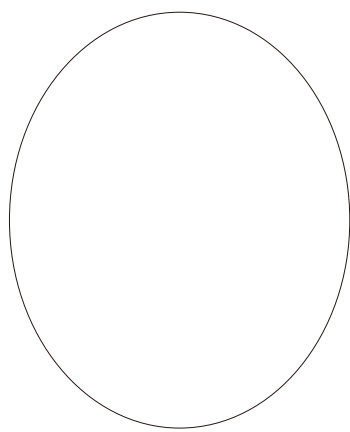
私は、コロナ禍の影響もあり、渡邊弁護士と直接顔を合わせるのには激励会が初めてであったが、指導担当であった青木一愛会員、千葉会員からの激励の言葉や渡邊弁護士の赴任の挨拶から、渡邊弁護士が真面目で誠実な人柄であり、依頼者への対応が丁寧であることをうかがい知ることができた。また、充実した養成期間を過ごしてきたこともうかがえた。

千葉会員の話では、山形地方裁判所新庄支部の管内人口は約7万人に対し、管内の弁護士は3名で、電話が鳴りやまないほど相談が多く、常に多数の事件を抱え、弁護士需要が多い地域とのことである。

渡邊弁護士が、新庄の地域の人々に必要とされ、その活躍が神奈川まで届くことを楽しみにしたい。

常議員会議場で練り広げられる 珍プレー好プレー(?)

議長 岩田 武司



議長の仕事は野球の投手のようなものである。常議員は野手だ。打席に

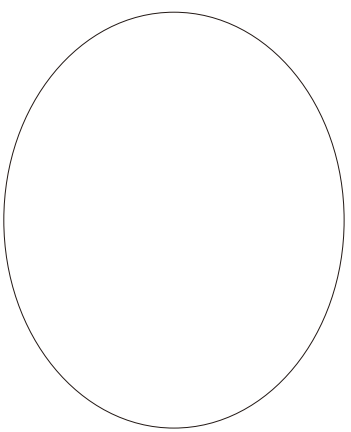
は提案者である理事者が立つ。代打として各委員から来た説明員が立つ

よう身構えているのだ。その証拠に心地よい緊張感が毎回議場を包んでいたではないか。

常議員会正副議長 退任挨拶

ありがとうございます

副議長 波田野 馨子



副議長の打診を頂いたのは、副会長任期の終わりが目前に迫っていて、高揚感とほんの少し寂し

さのようなものを感じていた時期であった。そのせいか、「まあ今の副会長業務に比べれば、無い

で、全く心理的負担なく、無事に副議長業務を終えられ、大変ほっとしている。

性暴力・性被害における被害者心理

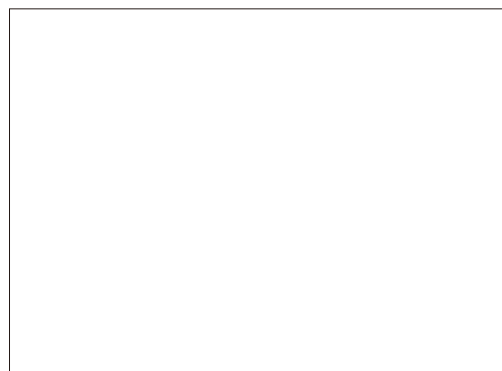
講演会

横浜市市の市立小学校で昨夏、プールの給水口の栓を閉め忘れ、約3日間にわたり約812立方メートルの水を流し続けるミスがあったことが発覚したのは1月のことだった。



責任を問う方法ではない。教諭らは市規則に基づく戒告などの懲戒処分も受けていない。複雑な話ではない。プールの水が減

そんなミスでもマニュアルがなかったなどとして責任が問われない状況で、「水道の蛇口は締めよう」「ドアや窓は開けたら締めよう」との教師の言葉は子供や保護者の胸にきちんと響くのか。



被害者心理について講演する齋藤氏

2月6日、当会会館において、講師に上智大学准教授で、公認心理師・臨床心理士の齋藤様氏を招いて、「性暴力・性犯罪被害における被害者心理」をテーマとした講演会を、Zoom併用にて開催した。

(会員) 伊藤 一志

「弁護士は社会のために。 弁護士会は会員と社会のために。」

退任のご挨拶

筆頭副会長 常磐 重雄

「弁護士は社会のために。弁護士会は会員と社会のために。」をスローガンに掲げて走り続けて来た島崎執行部の任期も、あと1か月となった(原稿執筆時点)。

執行部は会員のために仕事するのだという島崎会長の号令があったため、外部に向けた目立った成果というよりも、縁の下の力持ちという意識で全員が仕事をした。

再審法改正に向けた国会議員要請を、昨年度中だけで3回行った。また、県下自治体の議会への請願活動や各首長の方々への賛同メッセージの要請

を、刑事担当の伊藤副会長を中心に粘り強く行った。その結果、首長や地方議会から多くの賛同意見をいただくことができた。そして、超党派の国會議員連盟が発足し、マスコミでも取り上げられるなど、改正に向けた道筋が開けた。地道な頑張りが実を結んだと思っており、伊藤副会長ともどもうれしく思っている。

当会の基幹業務システムやHPのリニューアルに向けて、橋本副会長を中心に検討を続け、WTを立ち上げるに至った。これからの相当な時間と膨大な費用が掛かる一大

プロジェクトである。ほかの副会長は昨年度で終わりであるが、橋本副会長は今後もWTで活動を継続するので、一番大変かもしれない。会員と職員向けの業務妨害マニュアルの改正作業を行った。原稿執筆時点では、完成形を会員の方にお示しできていないが、早晩、お示しできると思う。また、裁判のIT化、インボイス制度についての会員向け研修を実施するとともに、videoでも会員の業務に役立つ研修メニューを何度も発信した。これらは、全て田中副会長を中心にを行った。

そして、何と言っても臨時総会である。会員の会務をサポートすべく、委員会旅費の増額と人権救済事件の日当増額の議案を提出させていただいた。これらは、熊澤副会長の頑張りもあり、無事に可決し、施策を実現することができた。

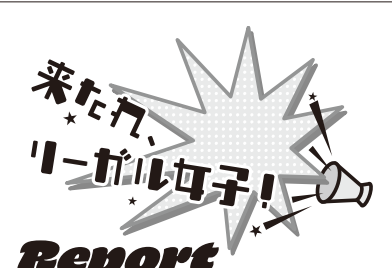
これまでの会計慣行を改め、毎年一定額を超えた分は特別会計から一般会計へ繰り出すという補正予算は、残念ながら僅差で否決された。拙速だとのご批判もあり、会員メーリス上で議論が巻き起こった。臨時総会までの数か月は、当執行部はこの議案にかかりきりであった。臨時総会に向けて相当な準備と想定質問の回答も緻密かつ詳細に用意していたが、臨時総会では反対派から質問はほとんど出ず、悔しい思いをした。

ただ、これを契機に当会の財務や会計に関する議論の機運が高まり、これまで以上に会員各自の意見が予算に反映されることを期待している。少し話は変わるが、昨年度の5人の副会長は、島崎会長の方針で、各期や支部から推薦を受けた副会長が就任したため、いわゆる会長との人間関係で就任した副会長はならず、基本的には全員がほぼ初対面であった。

最初の飲み会で自己紹介を行ったのだが、島崎会長の自己紹介が、ご両親の出会いから始まるという詳細なものとなり、1時間経過後、島崎会長が弁護士になったところで、強制終了となった。そのため、その後の副会長の自己紹介も、各自が弁護士になるまでで「第一部」が終わり、まさかの自己紹介パート2「私が弁護士になってから」が後日開催されるという衝撃の事態となった。

ここから「島崎会長の話が短くする」という私のミッションが始まったわけであるが、島崎会長のご協力もあり、対外的な挨拶は非常にコンパクトなものとなり、ホッとしている。最後に、各会員の皆様のご協力なくして、執行部は成り立ちません。各会員のご協力で感謝申し上げます。1年間ありがとうございました。ありがとうございました。

島崎会長と副会長。副会長は左から橋本、伊藤、常磐、熊澤、田中(敬称略)



日弁連・関弁連主催

シンポジウム

「来たれ、リーガル女子!」

アルな声を届け、法曹への関心を高めてもらおうという企画である。

第2部の進路説明(東京会場/Zoom)では、制度改正も多い「法曹になる方法」について、奨学金や合格後の進路も含め、統計も交えて中学生にも分かりやすい解説が行われた。

第3部では、当会会館での参加者が5グループに分かれ、ディスカッションを行った。各グループのテーブルには弁護士2名が付いたほか、裁判官、検察官、企業内弁護士(各1名)が全グループを回り質問を受けた。

参加者からは、ドラマとリアルの違い、有罪と無罪の気持ちなど、おぼろげな疑問や、大学や法科大学院の選び方といった、近い将来のための具体的な質問や、転職の頻度や家庭との両立のための工夫、出産関連の福利厚生など、法曹になった後のキャリア継続を強く意識した質問もあった。

70分のディスカッション中、どのグループも質問が途切れることなく、シンポジウム終了後、弁護士等に個別質問をするため会場に残る参加者も少なくなかった。

熱心に話を聞く中高生たち

主催者側の弁護士にとっても、中学生の純粋な好奇心に触れ、また、参加した同業者の話から、法曹の仕事の多様さや魅力を改めて学んだ貴重な機会となった。(会員 川口 言子)

お詫び
第434号 新入会員紹介で、木下浩治会員のお名前が、2か所に掲載されており、誠に申し訳ありません。

編集後記
新年度となりました。年を取れば取るほど、時間の進みが早い気がします。業務等に追われていることが原因であると思われる、ゆっくりしたいと常々思っていますが、追われているうちが華だと思います。今日も、ゆっくりしたいと思っております。

- デスク 青山 良治
記者 中込 竜司
大河内方紀子
土居 久子
小野 航平
牧村 拓樹
田鍋 智之
岡田 忠智